

桶川市商工振興計画

平成 24 年 4 月
桶川市

はじめに

はじめに、このたびの東日本大震災で被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げますと共に、皆様のご健康と一日も早く元の生活に戻れますよう、心からお祈り申し上げます。桶川市といたしましても、微力ではありますが、今後も復旧、復興に向けてのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

さて、この10年間は、まさに激動の10年であり、特に近年では米国のリーマンショックに始まった世界経済への影響はわが国にも深刻な影を落とし、未だにそのトンネルから脱出できてはおりません。また、国内では、平成19年をピークに人口減少へ転じ、少子高齢化社会を迎え、東日本大震災を始めとした今までに経験をしたことのない自然災害に端を発した事象も重なり、経済や雇用に大きな影響を与えています。

桶川市では、土地区画整理事業の進捗に伴う新たな住宅地の供給や首都圏中央連絡自動車道や上尾道路の整備により、都市基盤の整備が進み明るい話題もありますが、前述のような国内外の影響を受けている現実から目を背けることはできません。

日本が元気になるには、まず地方が元気にならなければならず、それには市民や商工業者を含めた市内企業もいっしょになって取り組まなければなりません。

桶川市では平成13年に「桶川市第四次総合振興計画」を策定し、これに基づき各種の施策を展開して参りました。そして、平成23年からは新たに「桶川市第五次総合振興計画」を策定し、これからの10年間の市政の目標と方向性を示させていただきました。

「桶川市商工振興計画」は第四次総合振興計画の策定後の平成16年に市内の商工業の発展のための施策を講じるために策定いたしました。この度第五次総合振興計画の基本理念のひとつ「活力に満ち人が集うまち」を実現し、近年の目まぐるしい社会情勢の変化に対応するために本計画を改訂することとなりました。

なお、今回の改訂にあたり、桶川市商工振興委員会委員の皆様には貴重なご意見とご尽力をいただきましたことを、この場をもって心から御礼を申し上げます。

平成24年3月

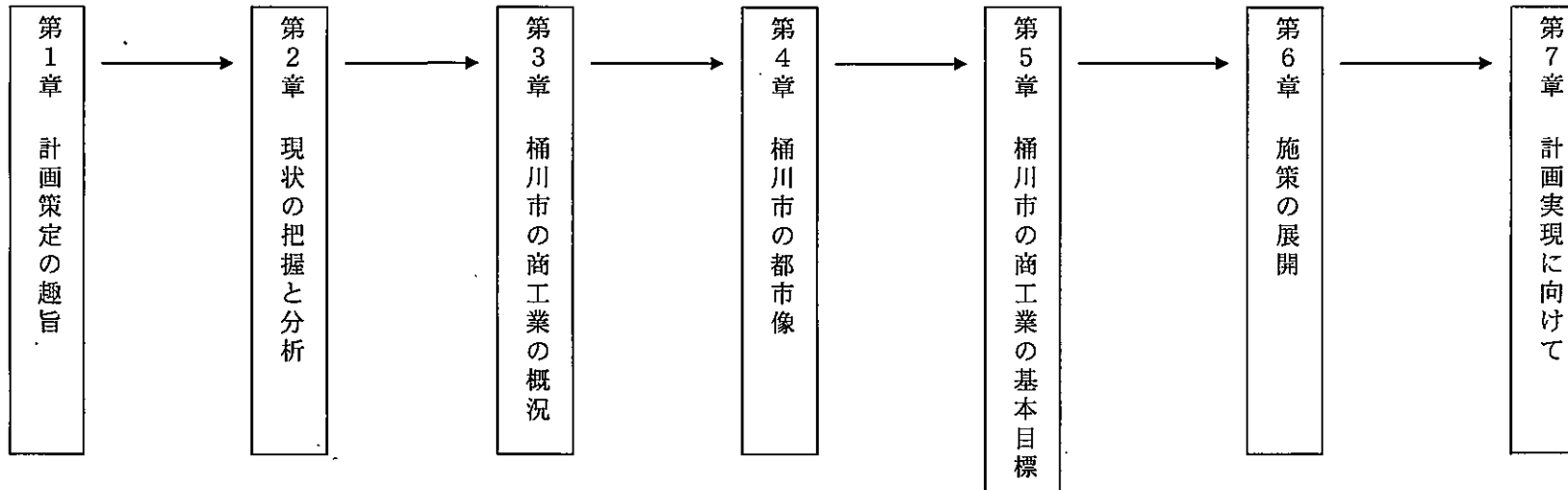
桶川市長 岩崎正男

桶川市商工振興計画

目次

・ 桶川市商工振興計画の項目と内容	1
・ 桶川市商工振興計画における基本目標と施策	2
第1章 計画策定の趣旨	
1 振興計画はなぜ必要なのか	3
2 計画の位置付け	4
…市の施策の中でどのように扱われていくか	
3 桶川市の商工振興の方向	4
…桶川市第五次総合振興計画に基づく計画の目指すべき方向	
第2章 現状の把握と分析	
1 社会・産業環境の変化	6
2 社会から見た桶川を取り巻く状況	10
第3章 桶川市の商工業の概況	
1 商業の概況	12
2 工業の概況	18
3 労働力の状態	22
第4章 桶川市の都市像	
1 桶川の良さとは何か	24
2 プラスしたい要素とは何か	25
3 目指すべきまちの姿・都市像	27
第5章 桶川市の商工業の基本目標	
1 目指すべき姿から体系化された目標	28
2 基本目標	29
第6章 施策の展開	
1 生産・加工・小売（農・工・商）が連携した顔が見える地域経済	31
2 恵まれた自然と文化遺産を大切にしたい美しい住宅都市	32
3 コミュニティを大切に、人材育成と助け合いが形になるまち	33
4 全国への商品・観光資源の発信による市場拡大	34
第7章 計画実現に向けて	36

桶川市商工振興計画の項目と内容



第1章では、計画がなぜ必要なのかなどの意義、そして上位計画である第五次総合振興計画の中での位置付けなどを示します。

第2章では、計画が必要となった背景、桶川市を取り巻く社会環境の変化を示します。

第3章では、統計上のデータに基づき商工業の現況を示します。

第4章では、桶川市の良い点、よりよいまちにするために必要な要素を探り、第2章及び第3章を加味して、桶川市の商工業における将来像を示します。

第5章では、第4章で定めた将来像実現に向けた基本目標を示します。

第6章では、第5章で定めた基本目標実現のための施策を示します。

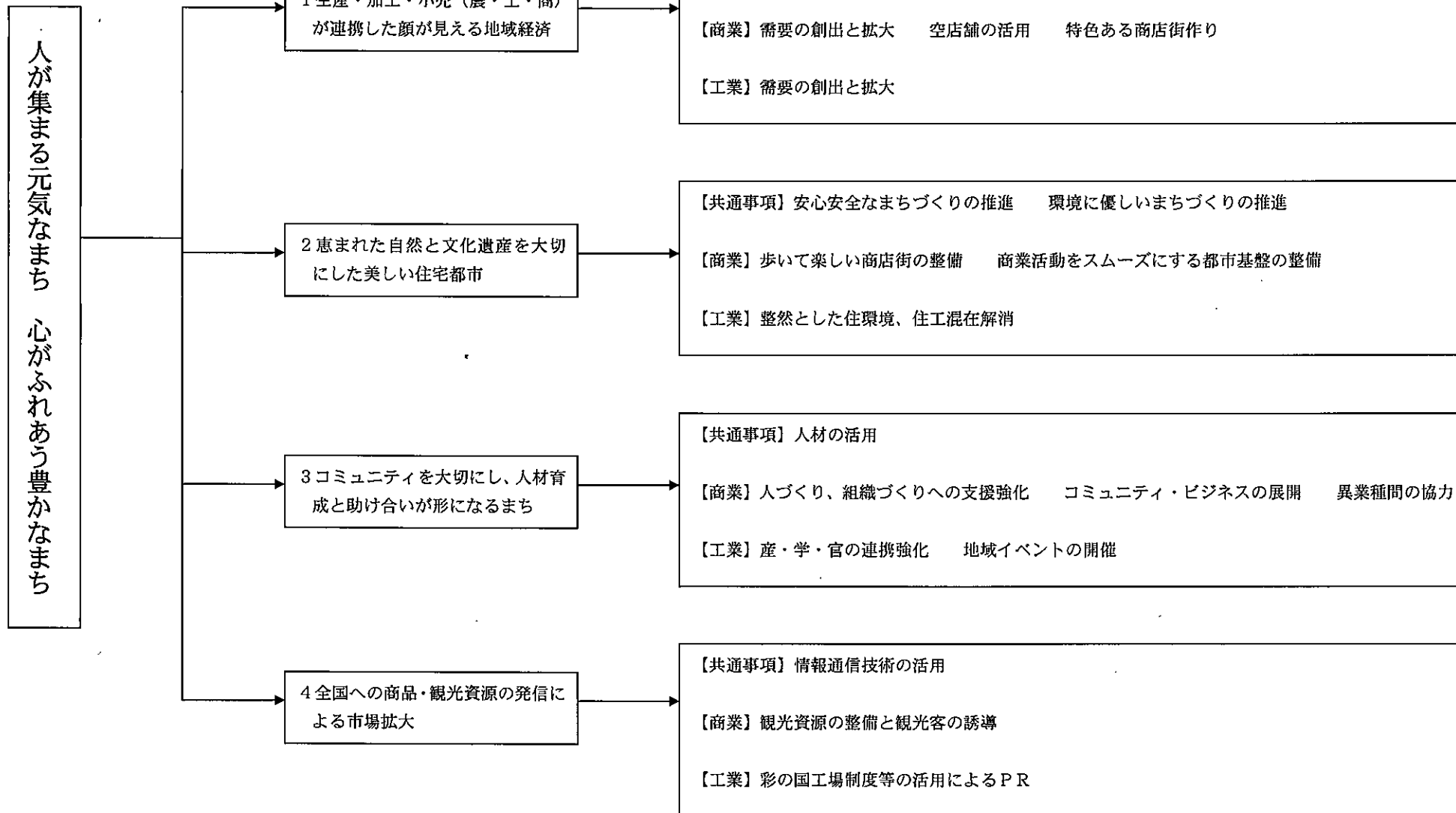
第7章では、本計画実現のための必要事項、及び実現に向け関係団体の役割などを示し、計画を締めくくります。

桶川市商工振興計画における基本目標と施策

将来像

基本目標

施策の内容



第1章 計画策定の趣旨

1 振興計画はなぜ必要なのか

21世紀を迎えた現在、社会のあらゆる分野で大きな変革が進んでいます。

日本は実質国内総生産（GDP）約540兆円（平成22年度）という依然として世界有数の経済力を有していますが、いわゆるバブル経済が崩壊して以降、米国のサブプライムローン問題に端を発した原油価格高騰などによる消費不況の影響もあり、非常に厳しい状況で推移しています。また、平成23年3月の東日本大震災の発生やそれに伴う電力不足についても、今後の経済状況へ大きな影響を及ぼすことが予想されます。

企業倒産が年間13,721件（平成22年）に上り、完全失業率も4%台半ばから5%前半の厳しい水準が続いている状況に直面しています。加えて、アメリカやEU諸国、さらに経済的台頭の目覚ましい中国をはじめとするBRICS※やアジア諸国などを含めた国際経済の動きの中で日本企業の産業競争力の低下が懸念されています。

今後、日本経済が再び力強く歩み始めるためには、国際的な競争関係の中で、産業構造そのものを大胆に変えていくことが叫ばれています。

本市においても、このような経済状況や社会環境の変化は、例えば

小中学校の学級数の減少	⇔	少子化の進行
高齢者が社会で活躍	⇔	超高齢社会の到来
ゴミの分別収集の徹底	⇔	環境問題の対応
インターネットと携帯電話の普及	⇔	高度情報化の進展
失業率の増加	⇔	リストラ・派遣切り、給与・賃金の低下
アルバイト・パートタイマー・派遣社員の増加	⇔	就業形態の多様化
福祉サービスの自己負担増	⇔	国・地方の財政悪化
空店舗の増加	⇔	個人商店の低迷
震災の影響による電力不足	⇔	節電への対応

など身近な日常生活の中に現れています。

また、バブル崩壊を契機とし全国的に地価の下落傾向が続き、利便性の高い都心への人口回帰の傾向が強まる中、本市の人口は平成7年から増加傾向が鈍化していますが、ここ数年の傾向として微増の状態が続いています。しかし、桶川市第五次総合振興計画内で示された推計によれば、桶川市の人口は平成29年(76,691人)をピークに減少に転じることも推定され、本市の行財政計画にも厳しい対応が求められるようになりました。

更に、平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、権限の移譲やさい

たま市の発足にみられる市町村合併の動きが本格化しており、自己決定と自己責任に基づく地方分権型社会の構築に向け、広域的な対応と共に、地域の個性を尊重するまちづくりが必要となっています。

一方、平成 22 年 3 月には桶川・北本インターチェンジが開通したことに代表されるように、市内でも首都圏中央連絡自動車道の整備が進んできており、広域道路交通ネットワークが具体的な形となることから、これに伴い、市内での各都市計画事業の推進が求められています。

本市の産業も、このような中で、厳しい情勢に置かれていますが、これらの変化に対応していかなければならない状況です。

したがって、本市の歴史と文化を生かした市民の誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるためには、歴史的な経緯を踏まえつつ、これまで商工業者が生産、流通、雇用など経済活動全般に渡り重要な役割を果たしてきたことを認識しながら、今後の商工振興のあり方を検討し、商工振興の目標と方向性を示す必要があるため、本計画を策定するものです。

※BRICS…経済発展が著しいブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国の頭文字を合わせた、5ヶ国の総称。

2 計画の位置付け … 市の施策の中でどのように扱われていくのか

この商工振興計画は、本市施策の基本的方向を総合的体系的に示す「桶川市第五次総合振興計画」を踏まえ、商工振興に関する施策の指針となるものです。この計画の期間は平成 24 年度を初年度とし、平成 33 年度迄の 10 年間とします。ただし、社会情勢に大きな変化があった場合は、必要に応じて目標年度前でも見直しを行います。

3 桶川市の商工振興の方向

… 桶川市第五次総合振興計画に基づく計画の目指すべき方向

桶川市第五次総合振興計画（平成 23 年 3 月策定）では、その基本構想において、将来都市像を、『みんなで つくり 育む 活気あふれる交流拠点都市 おけがわ』と設定しています。

商工振興については、この将来都市像実現のため、『活力に満ち人が集うまち』を基本理念とし、施策の大綱中『にぎわいと活力ある桶川をつくる』で「まちや経済の活性化のためには、定住人口・交流人口を増やすこととともに、産業経済基盤の確立が不可欠です。このため、農業、工業、商業、観光業をはじめ、市民生活を支える多様な産業の連携や振興を図ることが必要です。また、中心市街地の活性化を推進することは、本市の重要な課題です。さらに、広域交通網の結節点という交通利便性をいかして、企業誘致・沿道サービスの立地促進などを含め、雇用の創出など各種振興策を検討、実行することにより、にぎわいにあふれ、活

力がみなぎるまちをつくります。」としています。

したがって、商業については、商店街において日常生活にもっとも身近な生鮮食品店の減少、近隣市町への大規模商業施設の進出、後継者不足、空店舗の増加、交通環境の変化などにより全体的に低迷が続いている状況に鑑み、桶川の顔である駅東口から中山道の中心商業集積地を中心に、市内全域でバランスの取れた商業地の活性化を目指します。

工業については、食料品、金属製品、生産用機械器具、電気機械の工場数が多くなっていますが、長引く景気低迷の影響、価格競争の激化などにより横ばいから減少に転じていることから、立地環境の改善努力を支援し、経営指導、人材育成、融資制度の利用促進を図っていきます。

また、イベントなどの開催、農業と商業の連携、市民ビジネスの起業などにより、賑わいを回復させることで産業活性化の機会をつくり出すことを目指します。



第2章 現状の把握と分析

1 社会・産業環境の変化

(1) 少子高齢化の進展

当市の合計特殊出生率（※1）は1.18（平成21年）で全国平均1.37（平成21年）を下回っており、一般的に現在の人口を維持するために必要と言われる2.08を大幅に下回っています。また、当市の高齢化率（※2）も21.5%（平成22年）で全国平均23.1%（平成22年）を下回っています。しかし、当市についても、平成19年に高齢化率が21%を超え、「超高齢社会」となっています。

したがって、桶川市の人口、就労人口の減少がすすみ、地域の雇用と消費需要の低下など地域経済の後退を招くことが懸念されます。医療・介護・福祉などの充実により安心して暮らせる地域づくりや雇用の拡大と地域需要の拡大を図る対策が必要となります。

※1 合計特殊出生率…1人の女性が一生のうちに生む平均的な子供の数です。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合）の合計から計算します。

2 高齢化率……総人口に占める65歳以上の高齢者の割合。国連は高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼んでいます。日本は、既に平成19年に「超高齢社会」となりました。

(2) ゴミと環境問題

平成14年12月よりゴミ焼却により排出されるダイオキシン規制が強化され、今後、更なるゴミの減量化、分別・リサイクルを進め、製造・物流・販売・消費・廃棄物処理の各分野において、ゴミゼロを目指す資源循環型社会の構築が求められています。

(3) 開発と環境

安心して住み継ぐことのできる都市環境の形成を図るため、中心市街地や既成市街地の整備を引き続き進めると共に、新しい市街地については、組合施行による土地区画整理事業で4地区を整備中であることから、今後においても、市民と行政による協働のまちづくりが求められています。

また、首都圏中央連絡自動車道の整備、これに伴う上尾道路とのジャンクション及びインターチェンジ周辺の土地利用については、地元の合意形成に基づく環境に配慮した土地活用方策を検討する必要があります。

(4) 個人消費の低迷

4%台半ばから5%台の前半で推移する高失業率、賃金・年金給付の引き下げ、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料及び雇用保険料の引き上げなどによる先行き不安から消費購買力が大きく落ち込み、深刻な不況が長期化しています。

(5) IT化の進展など消費生活の変化

消費者は、IT化の進展で商品・サービス等の情報の入手・選択・利用・購入などが簡単になるため、販売者はこれに合わせた情報提供、キャッシュレスで販売が出来るような対応が必要になっています。

(6) 財政悪化

国と地方を合わせた長期債務残高は約770兆円（平成20年度末）で対GDP比157%となっており、平成22年度末には869兆円程度になると見込まれている中、不況による税収の落込みと相まって国も地方も財政がさらに悪化しています。

したがって、従来行ってきた景気対策としての大型公共事業は大幅に削減され、限られた財源では市民のくらし・福祉・子育て・教育・生活環境等を優先した事業や地域の雇用と需要の拡大が求められています。

(7) 社会制度の変化

① まちづくり三法の改正

平成18年に地域の実情を反映した街づくりを目指し「改正都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」からなる『まちづくり三法』が改正制定されました。

今回のまちづくり三法の改正は、市街地の郊外への拡散を抑制し、街の機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方※に基づいて、都市計画法・建築基準法の改正（平成18年5月31日公布）による都市機能の適正立地と、中心市街地活性化法の改正（平成18年6月7日公布）による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中を両輪として推進することとしています。

※ 近年では、都市機能が集積する複数の集約拠点とその他の地域とが交通拠点を基本に有機的に連携されている拠点ネットワーク型の集約型都市構造を持つコンパクトシティの概念も提唱されています。

・中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法：H10.6.3公布）

近年の都市、特に地方都市の中心市街地の著しい衰退に対して、市街地の整備改善及び商業等の活性化を、地域の創意工夫を生かしながら一

体的に推進することを目的とした法律で、「市町村の役割の重視」、「市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進」を特徴としています。

平成18年の改正では、法律の名称を「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」から「中心市街地の活性化に関する法律」へ変更し、「市街地の整備」や「商業等の活性化」のみにとどまらない、総合的な活性化策を進めるための基本法的な性格が付与されています。

- ・大規模小売店舗立地法（大店立地法：H10.6.3公布）

大規模小売店舗法（大店法）に代わって施行された法律です。この法律では、店舗面積1,000㎡以上の大型店の出店について、地元住民の意見を踏まえ、出店に伴う交通、騒音、廃棄物など生活環境への影響に具体的な対応が求められます。

平成18年の改正では、業界ガイドラインの作成等による事業者の社会的責任を強化し、また、大規模小売店舗併設サービス施設が対象施設に含まれています。

- ・都市計画法（S43.6.15公布）

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り国土の均衡ある発展に寄与することを目的とし、近年の改正では地域の実状に対応したまちづくりができるような配慮がされています。

平成18年の改正では、郊外への都市機能の拡散を抑制するため、大規模集客施設（床面積1万㎡超えの店舗、映画館、アミューズメント施設等）が立地可能な用途地域を見直しています。

② 商工業の振興、健全な生活環境維持に関する主な法律

- ・中小企業基本法（S38.7.20公布）

非近代的な中小企業構造を克服するとの基本理念を、中小企業の柔軟性、機敏性に着目し、むしろ経済の発展と活力の源泉であると捉え、中小企業の自助努力を支援することに転換しています。（改正：H11.12.3施行）

- ・中小企業信用保険法（S25.12.14公布）

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行う制度を確立し、中小企業の振興を図ることを目的としたものであるが、厳しい金融経済情勢下で、円滑な資金供給の確保に万全を期すため、セーフティネット保証などの各種保険制度を拡充しています。（改正：H20.9.1施行）

・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（S41. 6. 30 公布）

官公庁が、物品の購入やサービスの提供を受ける、また工事の発注など（官公需）する場合における中小企業者の受注機会の増大を図る目的で制定されたもので、中小企業者向け官公需契約目標と目標達成のための措置を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年閣議で決定し公表しています。（改正：H15. 4. 1 施行）

・工場立地法（S34. 3. 20 公布）

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表、これらに基づき勧告、命令等を行うことなどが盛り込まれており、地域の実状に応じた効果的な工場施設の建替えを推進し、工場と周辺環境の調和を図ろうと改正しています。（改正：H13. 4. 1 施行）

・商工会法（S35. 5. 20 公布）

主として市町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織として商工会等を設け、国民経済の健全な発展に寄与しようとしたものです。しかし、中小企業施策に対するニーズの多様化・地域経済活動の広域化、経営指導の高度化・商工会活動の広域化が一層必要となり、小規模商工会での対応が困難なため、小規模商工会が事業実施体制を強化できるよう合併の円滑化を図ったものです。（改正：H13. 9. 19 施行）

・埼玉県中小企業振興基本条例（H14. 12. 24 公布）

県内事業所のほとんどが中小企業であり、これらの中小企業が県内の生産、流通などの経済活動全般、そして地域雇用に重要な役割を果たしていることから、景気低迷の中で失われた経営の安定と活力の回復を図るため、中小企業の振興の基本となる事項を定めています。

・資源循環型社会形成のための法制度

平成3年の「再生資源利用促進法（改正されて資源有効利用促進法となった）」の施行以来、リサイクルの施策が総括され、現在、次のような法律が体系化されています。

容器包装リサイクル法（改正 H18. 6）、家電リサイクル法（改正 H13. 4）、食品リサイクル法（改正 H19. 6）、建設リサイクル法（改正 H14. 5）、自動車リサイクル法（改正 H17. 1）

※容器包装リサイクル法の改正

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、再商品化の義務を果たさない事

業者に対する罰則の強化等の改正が行われました。

※食品リサイクル法の改正

食品関連事業者に対する定期報告義務の創設、再生利用事業計画の認定制度の見直しによる食品関連事業者の取組みの円滑化等の改正が行われました。

・住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法：H11.6.23 公布）

手抜きや粗雑な工事による不良、欠陥住宅の追放、住宅の品質向上を目的に、特に新築住宅の土台や柱、屋根など基本構造部分の10年間の保証を義務付けています。

・消費生活用製品安全法（S48.6.6 公布）

消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から、一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を特定製品（自己確認品目）とし、さらに、より危害発生防止の必要がある製品を特別特定製品として第三者検査機関による検査を義務付けています。また、この法律に関し、屋内式ガス瞬間湯沸器等、経年劣化により安全上支障が生じる恐れのある品目についての事故を防止するため、「長期使用製品安全点検制度」や「長期使用製品安全表示制度」が創設されています。（改正：H19.11.21 施行）

・社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（基礎構造改革法：H15.4.1 施行）

基礎構造改革法により、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法が一部改正され、従来の行政主体であった措置制度による福祉サービス提供から、利用者主体による福祉サービス提供に移行しています。

・介護保険法（H9.12.17 公布）

核家族化の進展に伴う介護環境の変化等の中で、人口の高齢化による介護問題に対応するため、社会全体で介護を必要とする人の介護を支える仕組みの構築を図る目的で制定され、利用者が保健・医療・福祉にわたるサービスを総合的に利用できる仕組みについて定めています。

なお、平成18年の改正により、生活圏域ごとに地域包括支援センターが設置されるとともに、軽度認定者を対象とする予防給付が創設されています。（改正：H18.4.1 施行）

2 社会から見た桶川をとりまく状況

(1) デフレ経済下における価格競争等の激化

低価格量販店等の進出や営業時間の拡大などにより、市内業者は大き

な打撃を受けており、この競争に参入することは困難です。したがって、低コスト化への努力と合わせ、より身近で消費者のニーズに対応した商品やサービスの提供が求められています。

(2) 空店舗の増加

空店舗の増加などにより商店街としての機能が低下し、消費者のニーズに十分応えられなくなっています。したがって、空店舗の活用と、既存の商店の改装等により魅力ある商店街を形成する必要があります。

(3) 『協働』のまちづくり

多様化・複雑化する市民ニーズに、行政だけではきめ細やかな対応ができない状況となりつつある中、市民公益活動団体、企業及び事業者、市（行政）がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力する「協働のまちづくり」が必要とされています。地域の課題は、そこに住む人々が協力し合って解決できるよう、みんなで取り組む体制を整えるとともに、地域コミュニティや市民団体などの活動の活性化やその活動を支える人づくりが求められています。

(4) 融資制度の利用促進

長引く景気低迷により、中小企業への金融機関からの融資が厳しくなり、資金繰りが悪化していることから、公的融資制度の宣伝など利用促進への工夫が必要となっています。

(5) 土地利用構想における複合開発エリアの設定

桶川市第五次総合振興計画では、首都圏中央連絡自動車道による交通利便性をいかし、周辺環境と調和した土地利用を進めるエリアとして、（仮称）桶川インターチェンジ周辺地域への製造業や流通業務などの工業系の立地を進めることを基本構想として示しています。また、既に開通している桶川北本インターチェンジ周辺地域については、資材置き場などの乱開発抑止に努め、物流・業務サービス、製造業、情報、研究などの産業施設の誘導を図ることが想定されています。今後、この構想に沿う形での積極的な企業誘致が求められます。

(6) 近隣市町へ大型商業施設の出店

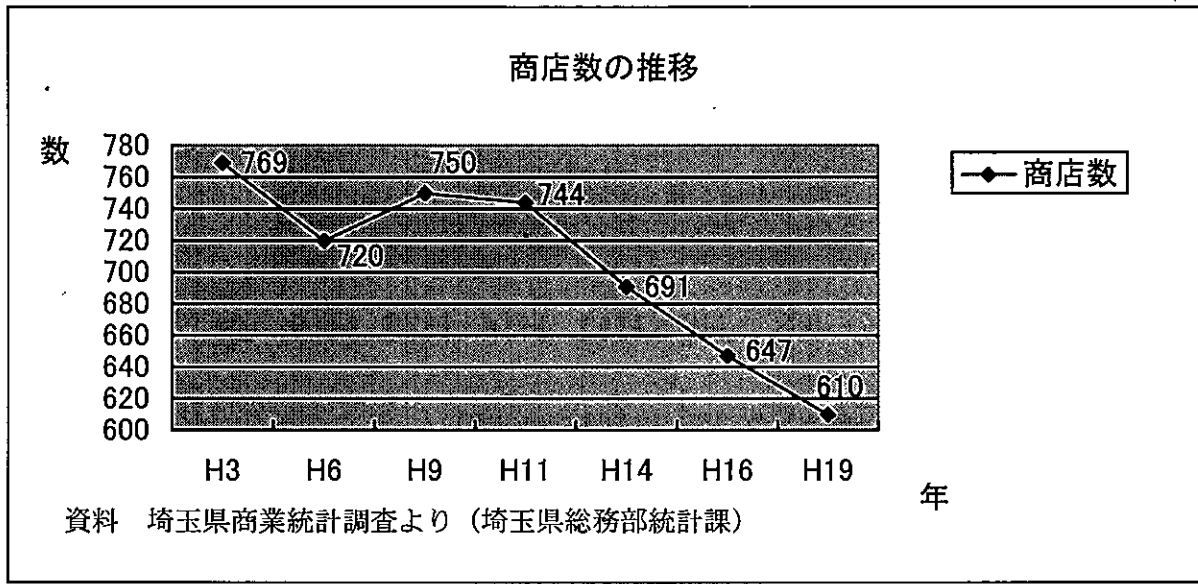
近年、近隣市町への大型商業施設の出店が相次いだことによる顧客の流出のため、潜在購買力が市外へ4割以上（平成17年）も流出しています。魅力ある商業地の形成のため、桶川駅を中心とする都市拠点においては、東口駅前広場などの基盤整備と合わせて総合的な中心市街地活性化に取り組むことが必要となっています。

第3章 桶川市の商工業の概況

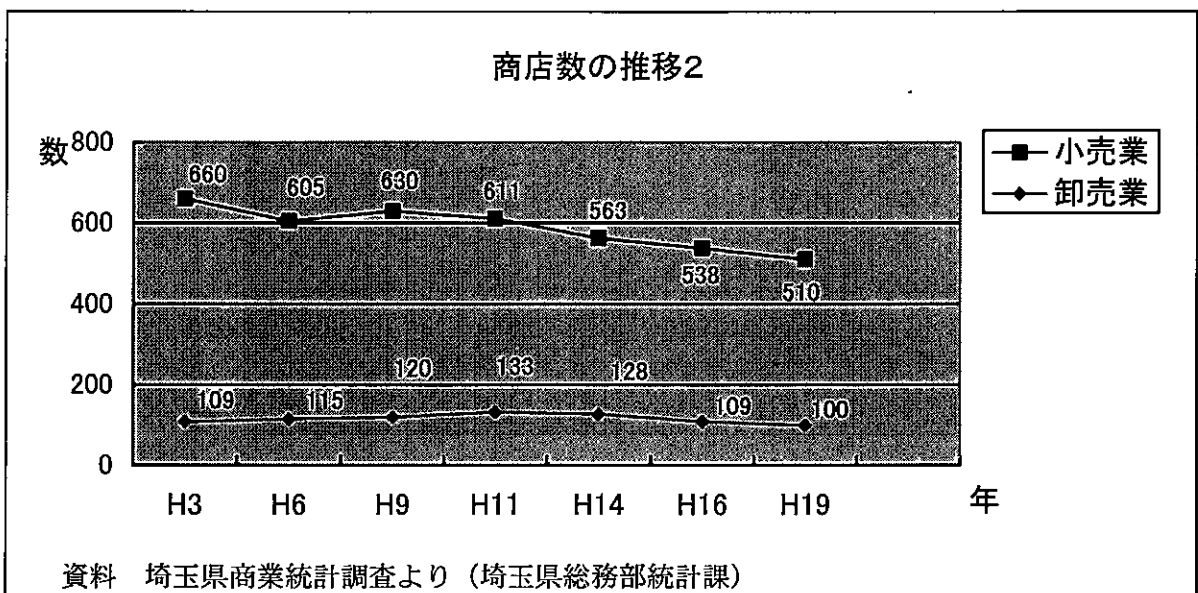
1 商業の概況

【商店数の推移】

平成19年までの商業統計調査の結果によりますと、商店数は平成3年からおおむね減少の一途をたどり、平成19年までの約15年間で20%減少しています。

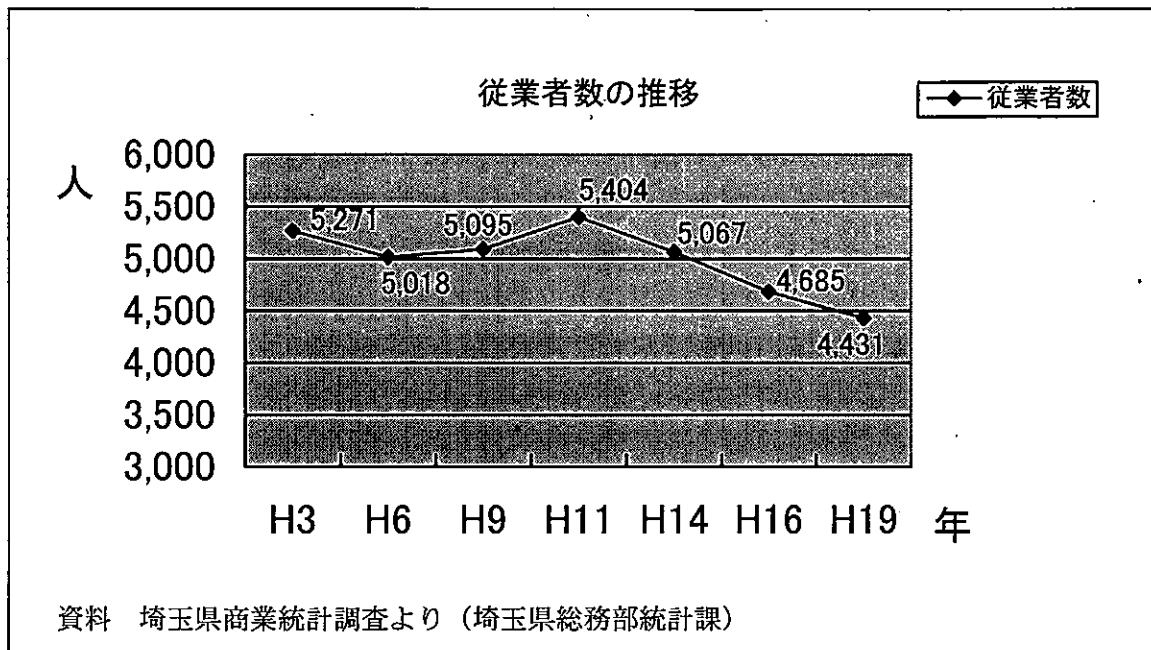


平成19年の商店数610店のうち、510店が小売業（100店が卸売業）で、全体の84%を占めますが、平成3年から平成19年の間、小売業は減少傾向にあり、卸売業は平成11年まで増加し、その後は減少しています。

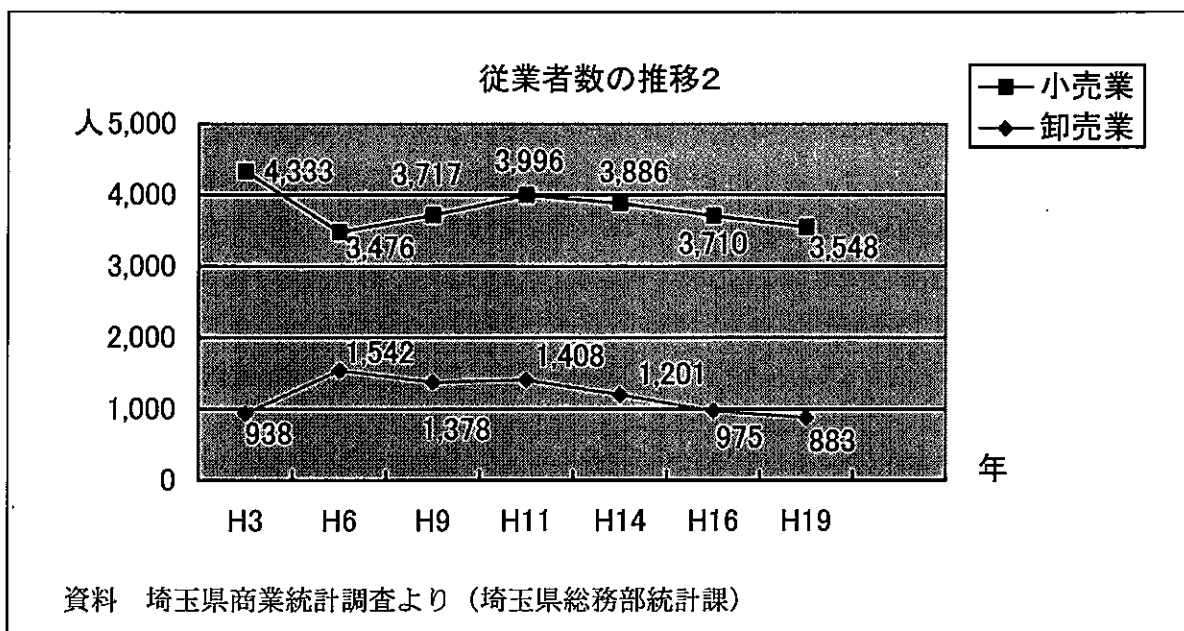


【従業者数の推移】

従業者数は、平成3年(5,271人)からほぼ横ばいで、平成14年(5,067人)から平成19年(4,431人)まで減少し続けています。

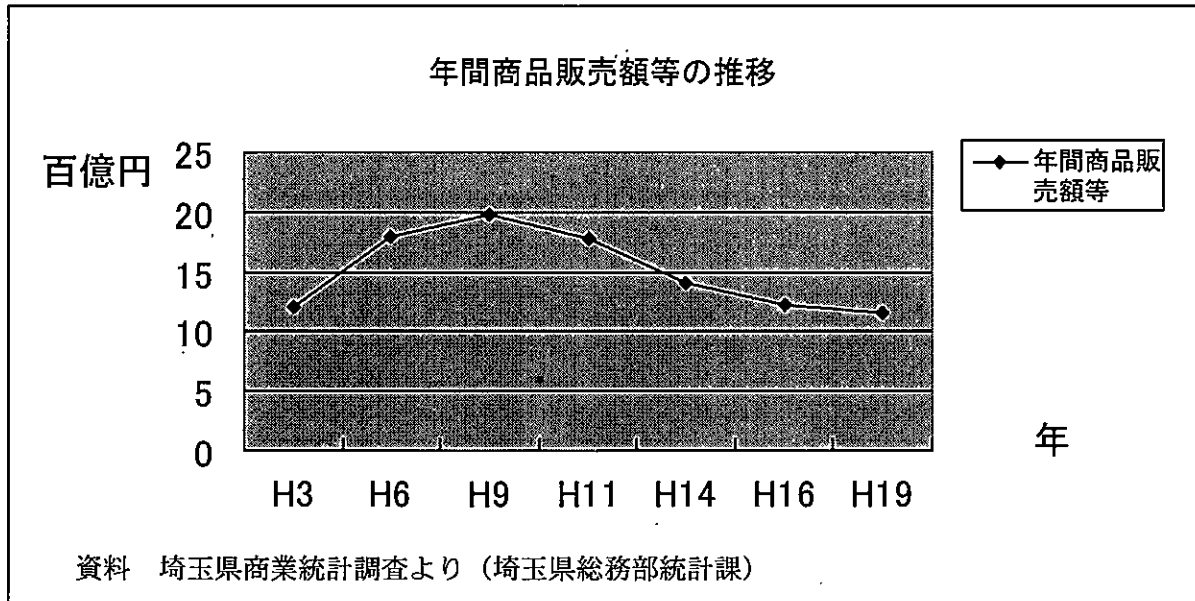


平成19年の従業者数4,431人のうち、小売業の従業者数は3,548人で、全体の80%を占めており、平成6年をピークに卸売業は減少傾向で、小売業は平成6年は減少し、その後増加傾向でしたが、平成14年以降は減少しています。

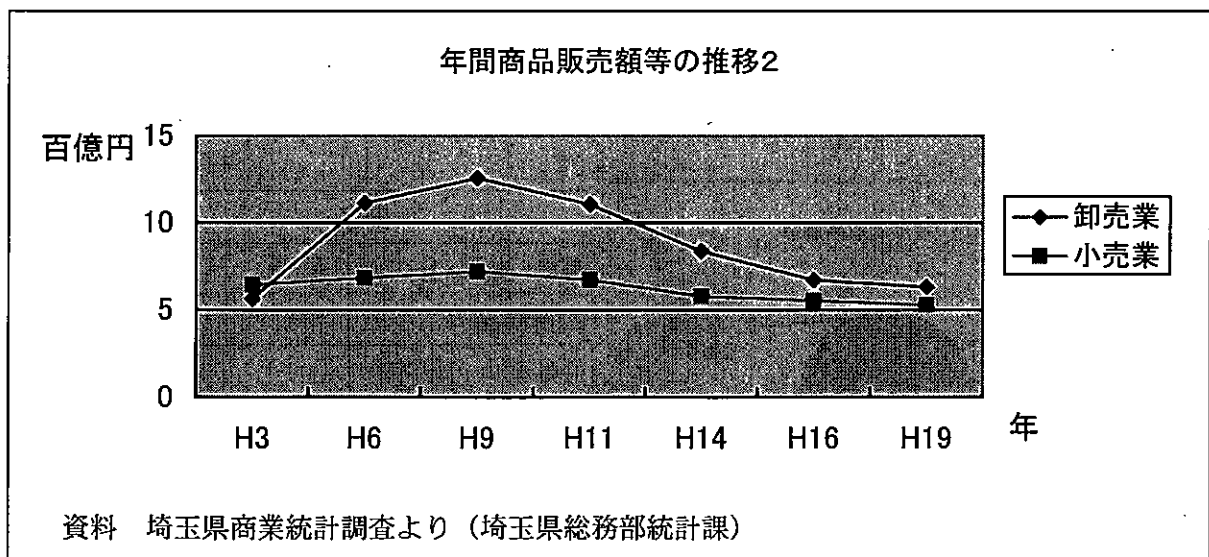


【年間商品販売額等の推移】

平成3年(12,099,498万円)から平成19年(11,616,806万円)までの年間商品販売額等は、平成9年(19,764,210万円)まで増加しますが、その後減少傾向です。

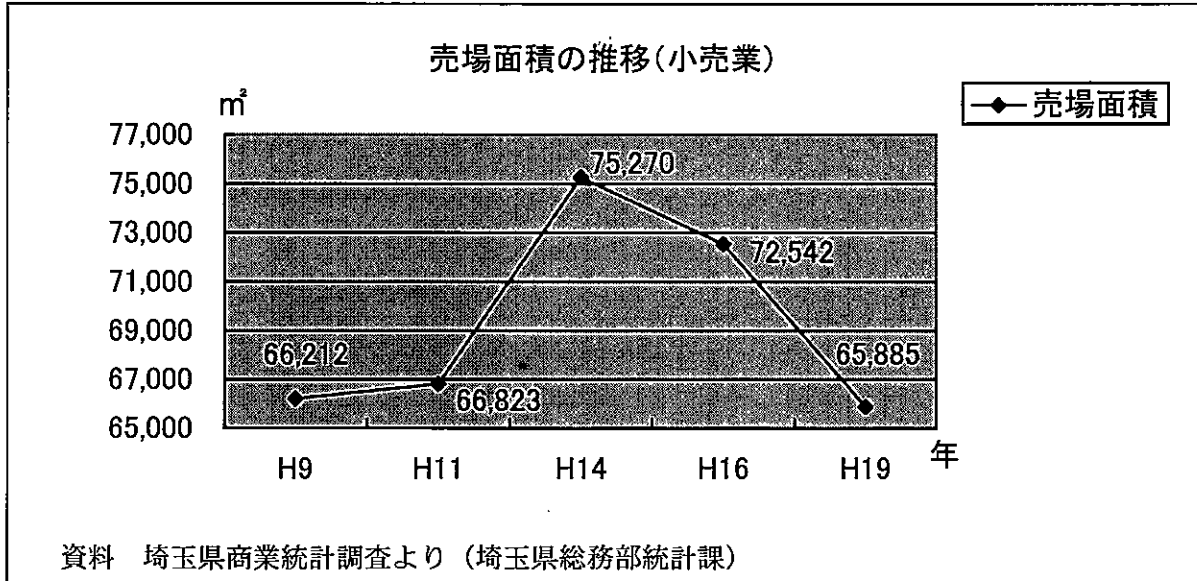


平成19年の小売業の年間商品販売額等は5,282,462万円で、全体の45%を占め、平成3年から平成19年までの調査結果では、卸売業、小売業ともに平成9年までは増加しますが、その後は減少傾向です。



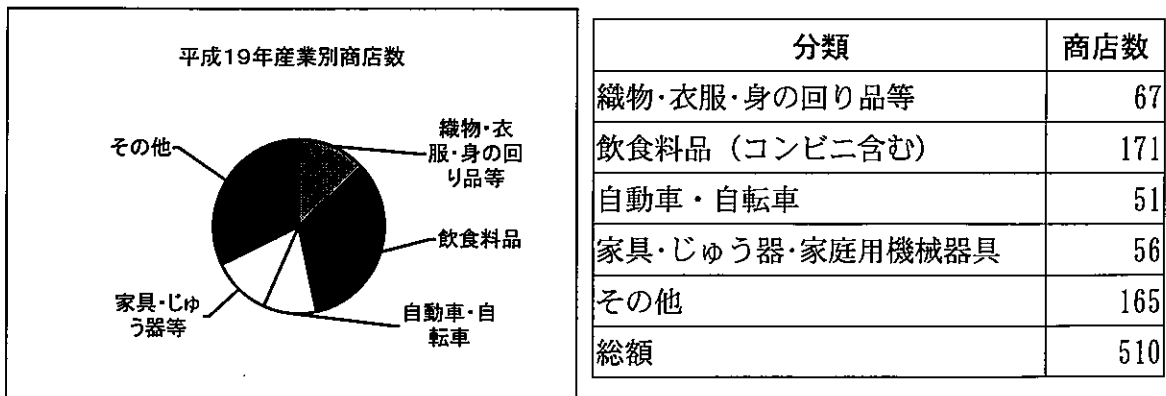
【小売業における売場面積の推移】

市内小売業の売場面積は、平成9年から平成14年までは大規模小売店舗の出店もあり、増加していますが、その後減少に転じ、平成19年には10年前の平成9年の値ほどまで減少しております。



【産業別商店数】

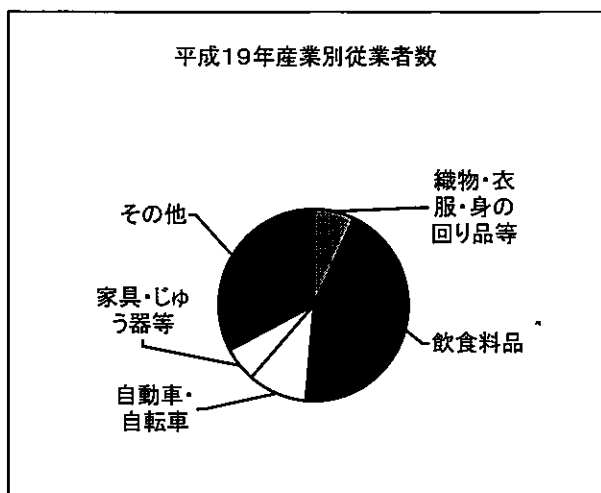
小売業を業種別に見ますと、商店数は飲食料品小売業の171店が全体の34%を占め、平成16年の調査結果(193店)と比べ、22店(11%)減少しています。次は織物・衣服・身の回り品等小売業の67店ですが、平成16年の調査結果(71店)と比べ、4店(6%)減少しています。この2業種で全体の47%を占めています。



資料 埼玉県商業統計調査より (埼玉県総務部統計課)

【産業別従業者数】

従業者数は、飲食料品小売業の1,569人で全体の44%を占め、平成16年の調査結果(1,746人)と比べ、177人(10%)減少しています。次は自動車・自転車小売業358人で、この2業種で全体の54%を占めています。

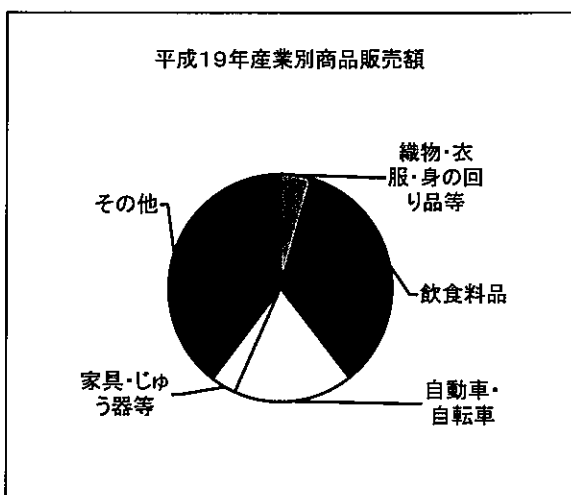


分類	従業員数
織物・衣服・身の回り品等	250
飲食料品 (コンビニ含む)	1,569
自動車・自転車	358
家具・じゅう器・家庭用機械器具	205
その他	1,166
総数	3,548

資料 埼玉県商業統計調査より (埼玉県総務部統計課)

【産業別商品販売額】

年間商品販売額等は飲食料品小売業の1,851,290万円が全体の35%を占めますが、平成16年の調査結果(1,981,688万円)と比べ、130,398万円(6.5%)減少しています。次は自動車・自転車小売業902,345万円が平成16年の調査結果(800,649万円)と比べ、101,696万円(13%)減少しています。この2業種で全体の52%を占めています。



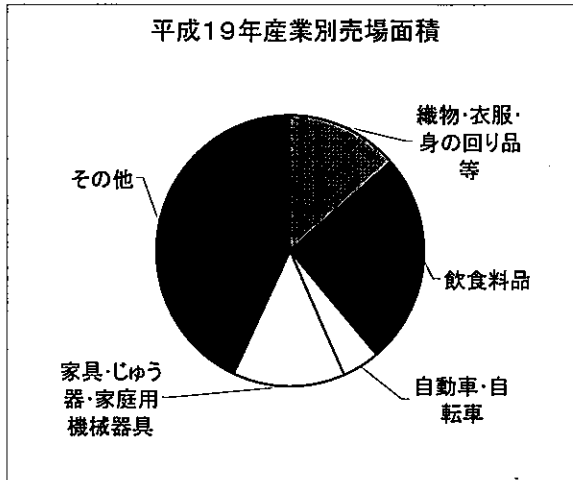
分類	販売額
織物・衣服・身の回り品等	234,583
飲食料品 (コンビニ含む)	1,851,290
自動車・自転車	902,345
家具・じゅう器・家庭用機械器具	202,621
その他	2,091,623
総額	5,282,462

(万円)

資料 埼玉県商業統計調査より (埼玉県総務部統計課)

【産業別売場面積】

売場面積は飲食良品小売業の 16,531 m²が全体の 25%を占めますが、平成 16 年の調査結果 (19,930 m²) と比べ、3,399 m² (17%) 減少しています。次は織物・衣服・身の回り品等小売業の 9,017 m²で平成 16 年の調査結果 (7,065 m²) と比べ、1,952 m² (28%) 増加しています。この 2 業種で全体の 39%を占めています。



分類	売場面積
織物・衣服・身の回り品等	9,017
飲食料品 (コンビニ含む)	16,531
自動車・自転車	3,020
家具・じゅう器・家庭用機械器具	8,885
その他	28,432
総面積	65,885

(m²)

資料 埼玉県商業統計調査より (埼玉県総務部統計課)

平成 19 年の商業統計調査によると、平成 19 年の国内総生産のうち、商業は 69 兆円で、国内総生産額の 13%となっています。最も割合が高いのはサービス業で 21.5%、次いで工業の 20.6%、商業は 3 番目に大きな産業となっていますが、サービス業の割合が上昇する一方、商業の割合は低下傾向にあります。販売形態を見ますと、大型化する家電量販店、大型カジュアル衣料店や通信・カタログ販売額は大きく伸張しています。

この傾向は、当市においても同様で、郊外の大規模店舗の影響を受けての売上減少や後継者不足、さらに金融危機やデフレの影響が加わり閉店を余儀なくされる店舗も増加しております。

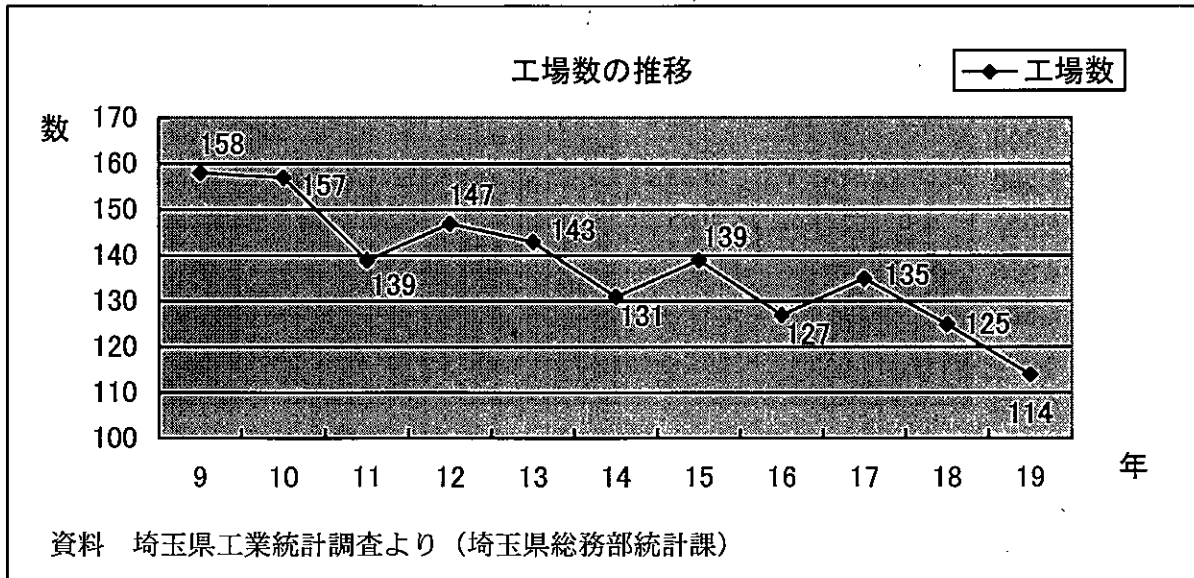
また、年間販売額については、全国的には 6 調査ぶり (16 年ぶり) に改善した卸売及び小売の販売額は、当市においては、全国的な傾向と違い、一部業種を除き全体的に減少の傾向が続いています。この要因としては、中山道をはじめとする駅東口の整備の遅れ等の理由による商店数の減少が主な要因として考えられます。

いずれにしても、近隣市の大型ショッピングセンターへの消費流失が大きな要因となり、市内商店に大きな影響を与え、さらに厳しい状況が続いていると考えられます。

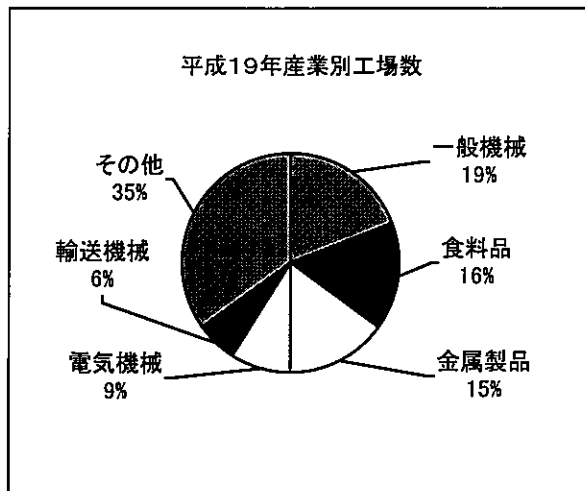
2 工業の概況

【工場数の推移】

平成 9 年までの工業統計調査結果による本市の工場数は、平成 9 年（158 工場）から平成 19 年（114 工場）までの 10 年間で、増減を繰り返しながら減少し続けております。



産業分類別に構成比を見ますと、一般機械の 22 工場、食料品の 18 工場、金属製品の 17 工場、電気機械の 10 工場、輸送機械の 7 工場の順となり、この 5 業種で全体の 65% を占めています。



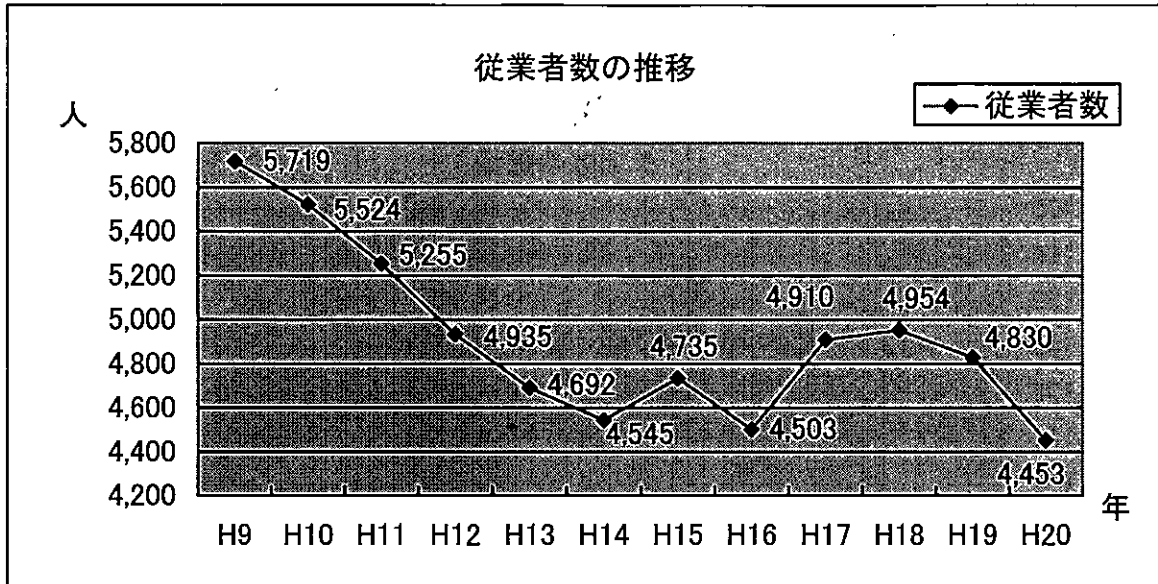
分類	工場数
一般機械	22
食料品	18
金属製品	17
電気機械	10
輸送機械	7
その他	40
総 数	114

資料 埼玉県工業統計調査より（埼玉県総務部統計課）

産業分類別に増減数を見ますと、印刷、窯業・土石、情報通信機械の 3 業種で増加しており、金属製品、プラスチック製品、輸送機械等 11 業種で減少しています。

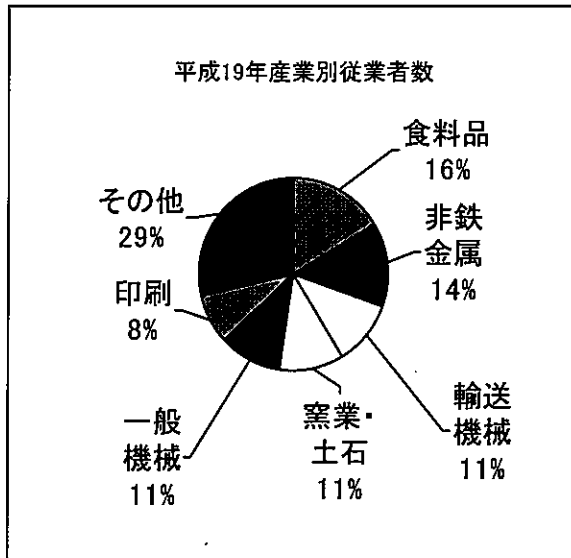
【従業者数の推移】

従業者数は、平成9年（5,791人）から平成14年（4,545人）まで減少し、その後増減を繰り返し、平成19年から再び減少しています。



資料 埼玉県工業統計調査より（埼玉県総務部統計課）

産業分類別に構成比を見ますと、食料品 776 人、非鉄金属 693 人、輸送機械 533 人、窯業・土石 524 人、一般機械 512 人の順となり、この 5 業種で全体の 63% を占めています。



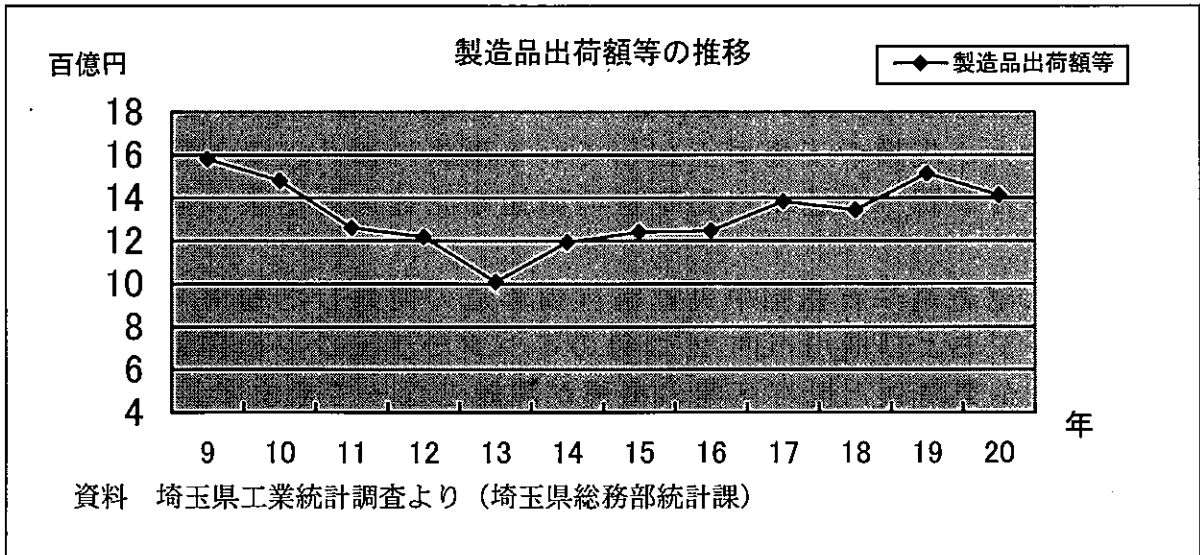
分類	従業員数
食料品	776
非鉄金属	693
輸送機械	533
窯業・土石	524
一般機械	512
印刷	404
その他	1,388
総数	4,830

資料 埼玉県工業統計調査より（埼玉県総務部統計課）

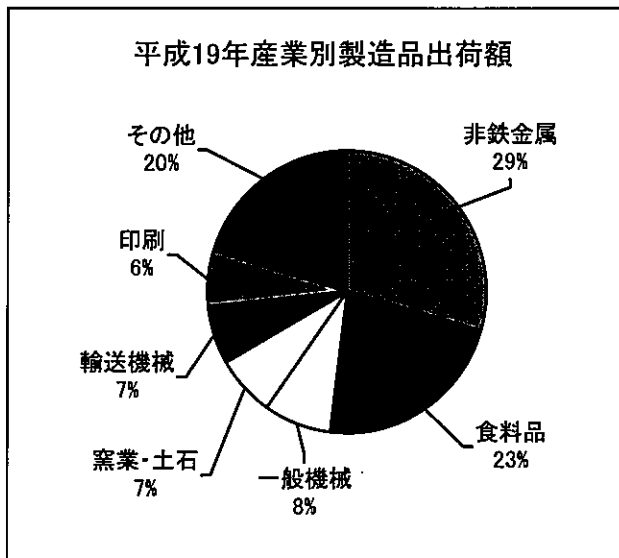
産業分類別に増減数を見ますと、輸送機械、印刷、電気機械等 6 業種で増加しており、プラスチック製品、ゴム製品、非鉄金属等 11 業種で減少しています。

【製造品出荷額等の推移】

製造品出荷額等は、平成 9 年（15,810,135 万円）から平成 13 年（10,107,855 万円）まで減少しますが、増減しながらも増加傾向となっています。



産業分類別に構成比を見ますと、非鉄金属 4,449,973 万円、食料品 3,417,591 万円、一般機械 1,169,748 万円、窯業・土石 1,065,831 万円の順となり、この 4 業種で全体の 67% を占めています。



分類	製造品出荷額等
非鉄金属	4,449,973
食料品	3,417,591
一般機械	1,169,748
窯業・土石	1,065,831
輸送機械	986,776
印刷	973,585
その他	3,073,581
総 額	15,137,085

(万円)

資料 埼玉県工業統計調査より（埼玉県総務部統計課）

産業中分類別に増減数を見ますと、非鉄金属、電気機械、食料品等 8 業種で増加しており、プラスチック製品、輸送機械等 3 業種で減少しています。

当市の工業は平成 19 年工業統計調査によると工場数 114、従業者数 4,830 人、製造出荷額等が 1,513 億 7,085 万円となっており、工場数は減少しているものの従業者数は平成 14 年から一定の範囲で推移し、出荷額等については少しずつではありますが増加している状況です。産業分類別の構成では、非鉄金属、食料品が多く、次いで一般機械、窯業・土石、輸送機械などとなっています。

また、住工混在を解消するため造成された桶川東部工業団地をはじめ、市内各所に大小規模の工場が点在している現状に加え、ここ数年の間に工場跡地や首都圏中央連絡自動車道の開通を見込んだ企業の進出も始まっています。

今後、上尾道路や首都圏中央連絡自動車道の開通した桶川・北本インターチェンジおよび桶川市内 2 つ目のインターチェンジの開通を見込んだ計画的な企業誘致と既存産業の振興が課題となってきます。



3 労働力の状態

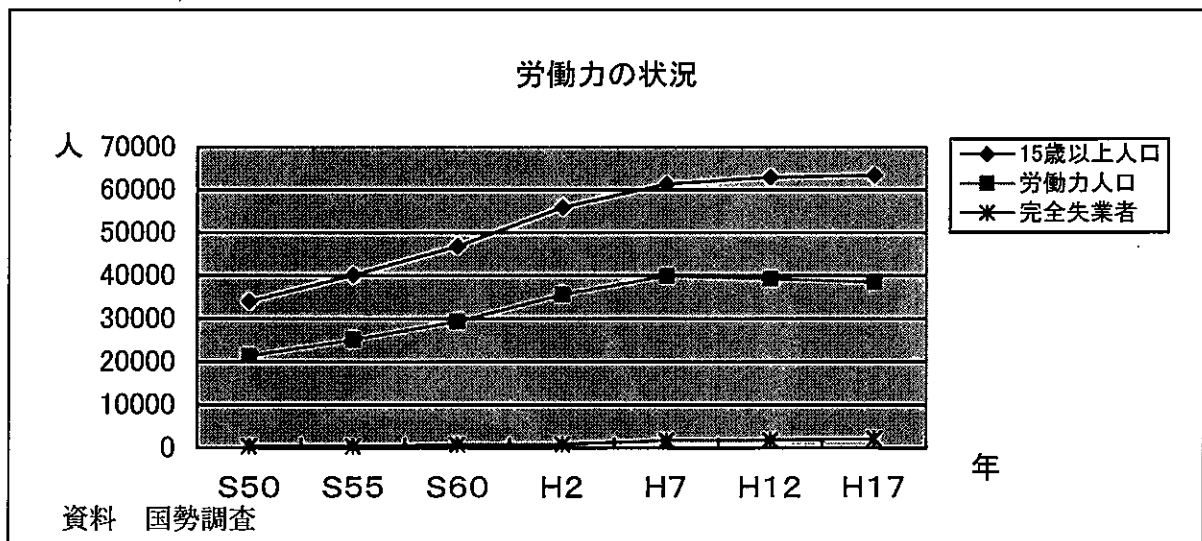
15歳以上の人口は、平成2年（55,968人）から平成7年（61,397人）で9%、平成7年から平成12年（63,026人）で2%、平成12年から平成17年（63,475人）で0.7%増加しています。

しかし、これを15歳から64歳までに限定すると、平成2年（50,516人）から平成7年（54,170人）では7%増加していますが、平成7年から平成12年（53,278人）では1%、平成12年から平成17年（50,455人）では5%減少しています。

労働力人口は、平成2年（35,603人）から平成7年（39,981人）で12%増加していますが、平成7年から平成12年（39,263人）では1%、平成12年から平成17年（38,506人）では2%減少しています。

また、これを15歳から64歳までに限定すると、平成2年（34,410人）から平成7年（38,239人）で11%増加していますが、平成7年から平成12年（37,183人）では2%、平成12年から平成17年（35,693人）では4%減少しています。

完全失業者数は、平成2年（904人）から平成7年（1,752人）で93%、平成7年から平成12年（1,861人）で6%、平成12年から平成17年（2,184人）では17%増加しています。



総務省「労働力調査」によると、完全失業率は平成14年に5.5%の記録をした後、平成19年には3%後半まで回復したものの、平成21年には再度5.5%まで上昇し、平成22年12月現在では4.9%という高い水準となっております。

当市においても、労働力人口が微減している状況に加え、完全失業者が増加しており、また埼玉労働局のデータによると平成22年は有効求人倍率が0.5倍以下の低い水準が続き、依然として雇用情勢は厳しいとい

えます。

こういった状況から、企業誘致や市内商工業の元気回復により雇用機会を拡大することも視野に入れることが重要です。



第4章 桶川市の都市像

1 桶川の良さとは何か

本市は、古くから人々の生活の歴史が刻まれており、江戸時代には米麦やべに花の集散地として物流機能を担い、中山道の宿場町として繁栄していました。特に、大麦は「桶川麦」、べに花は「桶川臙脂（おけがわえんじ）」と呼ばれて全国的に知られていました。

本市には、この歴史の面影や生活文化が残り、また立地環境にも恵まれています。

(1) 恵まれた立地条件

- ・ 本市は、東京から40kmの埼玉県のほぼ中央に位置し、JR高崎線で都心まで約1時間、また市内を国道17号線が南北に縦断、県道川越栗橋線が東西に横断しています。また、上尾道路の整備が進み、平成22年3月には首都圏中央連絡自動車道桶川・北本インターチェンジが開通するなど、交通の便が飛躍的に良くなっている状況です。
- ・ 隣接する上尾市・北本市・久喜市・川島町など他市町の住民が、通勤・通学などのため、また駅の至近にある県立文学館、市民ホールや、サン・アリーナなどの施設利用者や市内企業への通勤者が桶川駅を利用し、その旅客乗車数は1日平均27,055人、年間9,875,075人（22年度）です。

(2) 引き継がれる伝統芸能やまつり

- ・ 毎年、べに花まつり、祇園祭（夏まつり）・市民まつりなどのイベントが開催され、多くの人が集まるだけでなく、その開催準備や運営を通して多くの市民が協力し合い、コミュニティを培っています。

(3) 恵まれた自然環境

- ・ 東京から近距離に位置しながら、里山（※1）に代表されるような人との係わり合いの深い雑木林や谷水田（※2）といった緑が存在し、その環境を生息場所とする動植物がたくさん見られ、中には貴重な動植物が生息しています。

※1 里山（さとやま）…人が利用してきた森林

※2 谷水田（たにすいでん）…谷状に入り込んだ地形に立地する水田

(4) 多種多様な近郊農業

- ・ 農家全体のうち9割が兼業農家という状況ですが、野菜、果実、米、麦、畜産など多種多様な農畜産物があります。

(5) 宿場町の面影を残す中山道や遺跡

- ・ 桶川宿本陣など中山道沿線には江戸・明治・大正・昭和初期の建築物が点在し、古い街並みの面影を残しています。
- ・ 市内各所には古墳や遺跡が点在し、歴史的・文化的に貴重な出土品が保存されています。

2. プラスしたい要素とは何か

より良いまちづくりをするためには、この“桶川の良さ”を生かし、またさらに伸ばしていくことが必要です。また、そうすることで長引く景気低迷や社会環境の変化などの影響により、厳しい現状に置かれた商工業の振興につなげることが重要です。

(1) 文化・まちづくりについて

- ・ 桶川駅西側の駅周辺では、昭和54年の工場移転後、住宅・都市整備公団（現独立行政法人都市再生機構）によるマンションなどの市街地整備が行われ、西口公園、響の森（県立文学館、市民ホール）の設置、大型商業施設の建設により、一定の整備を終え、桶川サン・アリーナの活用も盛んであることから、これらの施設の更なる活用と共に、音楽、演劇、美術、文学等のソフト事業に力を入れ桶川の文化を発信すること、また、施設間や世代間の交流を推進することで、様々な文化の保存・継承を図ることが必要です。
- ・ 桶川駅東側の駅周辺では、江戸時代に中山道6番目の宿場町として栄えたころの建造物など文化遺産を生かし安らぎと親しみの持てる景観とまちづくりを創出することが必要です。
- ・ 中山道沿線に残された古い街並みの面影や市内全域にある遺跡等を保存するだけでなく、観光的な要素を加えることが必要です。
- ・ 美しい街並みの住宅都市を形成するためには、緑や自然を大切にし、景観に配慮することが必要です。
- ・ 生活の利便性を向上させ、商店街の活性化を促進するためには、地域に暮らし、働く人々が日常生活に多く関わる医療機関や銀行などの公共的機関が進出できるような環境を調べると共に、また公共施設などを商店街周辺に整備することが必要です。

(2) 生活について

- ・ 楽しく、美しいまちを作るためには人が集まるまちづくりを推進し、住民と事業者との交流により、若者・高齢者そして障害の有無に関わらず様々な人々がまちに集う要素を備えることが必要です。
- ・ 桶川駅の乗降客の多くは通勤・通学客であることから、これらの人たちの要求に応えられる業種の商業施設を中心市街地に配置することが

必要です。

- ・市の内外にアピールするためには、日常生活に必要な商品の工夫、桶川産の新鮮で安全な農産物や加工品の提供、商店間の提携協力などを積極的に行い、宅配サービスなど、顔の見える商品や商いなど事業展開を工夫することが必要です。
- ・生活しながら、あるいは首都圏から近い桶川に行けば、豊かな自然とそれが生み出す多様な農作物や物産が手に入るという機会の創出が必要で
- ・消費者のニーズにあった商品開発とそのブランド化など個性化を進めることも必要です。

(3) 心とまちのバリアフリーについて

- ・子どもを安心して生み育てられ、高齢者も若者も、障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくりには、生活支援サービス業(育児、介護サービス等)など新たな生活ニーズを支える産業を育成する環境を整備することが必要です。

(4) 情報・通信について

- ・市内で開発された独自商品等については、IT化に対応し、特売やイベントなどの生活情報は携帯端末等の情報関連機器を活用して消費者に提供するシステムを造るなど、多様なニーズに応える事業展開を工夫することが必要です。

(5) ゴミ減量化とリサイクルの徹底について

- ・事業者の環境改善への取り組みを促進するとともに、市独自の認証制度などの検討が必要で
- ・一部の商店やスーパーマーケットで進められているはかり売り、包装の簡素化、レジ袋を利用しない消費者にポイントカードによる特典制度などをさらに促進することが必要で
- ・市民が運営管理をする市民参加型リサイクルショップの開設などの検討が必要で
- ・商店街などの生ゴミの堆肥化を促進し、有機野菜の生産による「地産地消」を目指すことが必要で

(6) マスコットキャラクターについて

- ・平成22年11月にデビューした桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」について、市の内外への啓発・PRを行い、同時にキャラクターグッズ・関連商品の開発を推進することで、新たな市場を開拓することが必要で

3 目指すべきまちの姿・都市像

本市では、事業者、消費者、在住・在勤者、来街者を視野に入れ、これらの人たちのニーズが反映された、地域産物・地域消費の自立した地域経済の創出を目指します。

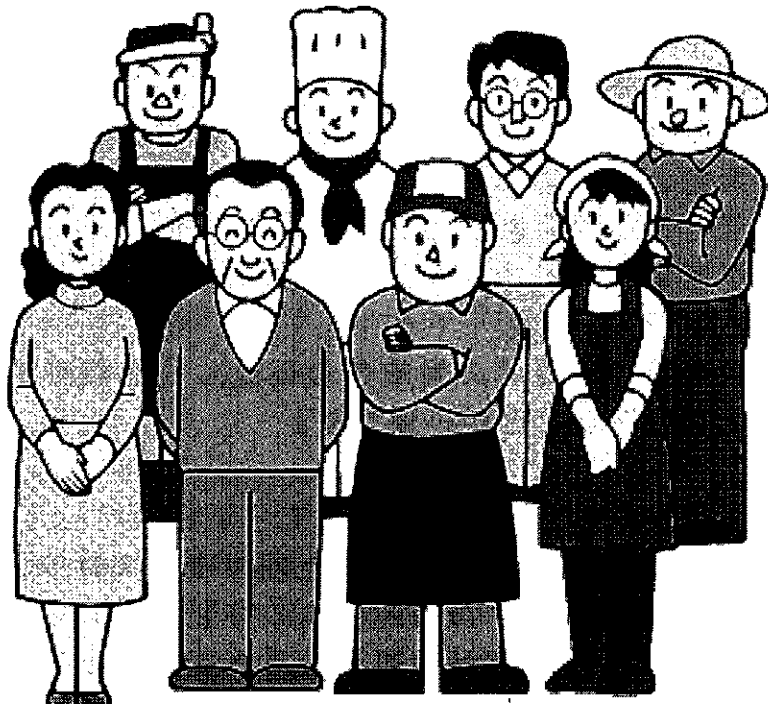
このためには、現在の厳しい経済情勢や、東日本大震災の影響等により変化する社会情勢を踏まえながら、本章で述べたような本市の特性を生かし、伸ばすことにより「創造力・競争力・雇用吸収力」のある産業構造へ転換する必要があります。新たなサービスの開発、新分野への進出など、事業者の「経営革新」への取組の促進や、変化する消費者のニーズに合わせた付加価値の高い産業の育成や支援など、商工の振興と新たな雇用の創出に向けた対応をします。

また、単に物質的な豊かさの実現だけでなく、この経済活動を通じて、心が癒され、かつ思いやりに満ちた真の豊かさの実現を目標とします。

このような考え方から、商工振興における本市の将来都市像を

人が集まる元気なまち 心がふれあう豊かなまち

とし、自立した地域社会の形成と、新しい価値を内外に発信する商工振興を目指します。



第5章 桶川市の商工業の基本目標

1 目指すべき姿から体系化された目標

本市の商工業は、景気低迷が長引く中、売上額・出荷額が全般的に減少傾向にあります。

とりわけ、小規模小売業は量販店やディスカウント店、近隣市町への大型商業施設の出店、時代や社会状況の変化に対応し、消費者のニーズに十分な対応ができないこと、また、新しい業種への転換が出来ないことなどが重なり、より深刻な低迷と後退を続けています。

一方、工業においても、産業の空洞化による需要の低迷と生産単価の引き下げなどで経営が厳しくなると共に、新規融資も受け難く、将来の展望が見えない状況が続いています。

したがって、本市の商工業が低迷から抜け出し、地域経済の活性化と雇用の確保を図るためには、商工業関係者や行政はもとより、市民を含めた三者各々が創意工夫をすると共に、力を合わせ、総合的な振興策に取り組むことが必要となっています。

このようなことを踏まえ、本市の将来都市像を

人が集まる元気なまち 心がふれあう豊かなまち

としましたが、この実現をめざし、商工振興において以下の基本目標を設定します。

(1) 生産・加工・小売（農・工・商）が連携した顔が見える地域経済

本市における多種多様な農業生産物の価値を再発見し、生産から小売に至るまで、誰がどのように関わったかが、消費者に伝わる仕組みを工夫し、商品に対するこだわりをアピールし、消費増大を図ることで地域経済を活性化します。

(2) 恵まれた自然と文化遺産を大切にしたい美しい住宅都市

「人が集まり、住む」ことが地域活性化の重大な要素であると認識し、人々が「安心して暮らせる、文化を大切にしたいまち」を作ります。

(3) コミュニティを大切に、人材育成と助け合いが形になるまち

地域に暮らす人々の能力や個性を発見し、人材を発掘・活用すると共に、異業種間の連携などにより、より付加価値の高いサービスを目指します。

(4) 全国への商品・観光資源の発信による市場拡大

これまで、培われた祭りやイベントを発展させ、まちをアピールするとともに、付加価値の高い商品の情報発信をすることで、市内外における消費の拡大を図ります。

2 基本目標

(1) 生産・加工・小売（農・工・商）が連携した顔が見える地域経済

《共通事項》

- ・実態調査・意向調査
- ・事業者の意識改革
- ・経営の改善・強化
- ・支援制度の充実
- ・農・工・商や観光との連携

《商業》

- ・需要の創出と拡大
- ・空店舗の活用
- ・特色ある商店街づくり

《工業》

- ・需要の創出と拡大

(2) 恵まれた自然と文化遺産を大切にしたい美しい住宅都市

《共通事項》

- ・安心安全なまちづくりの推進
- ・環境に優しいまちづくりの推進

《商業》

- ・歩いて楽しい商店街の整備
- ・商業活動をスムーズにする都市基盤の整備

《工業》

- ・整然とした住環境、住工混在解消

(3) コミュニティを大切に、人材育成と助け合いが形になるまち

《共通事項》

- ・人材の活用

《商業》

- ・人づくり、組織づくりへの支援強化
- ・コミュニティ・ビジネスの展開
- ・異業種間の協力

《工業》

- ・産・学・官の連携強化
- ・地域イベントの開催

(4) 全国への商品・観光資源の発信による市場拡大

《共通事項》

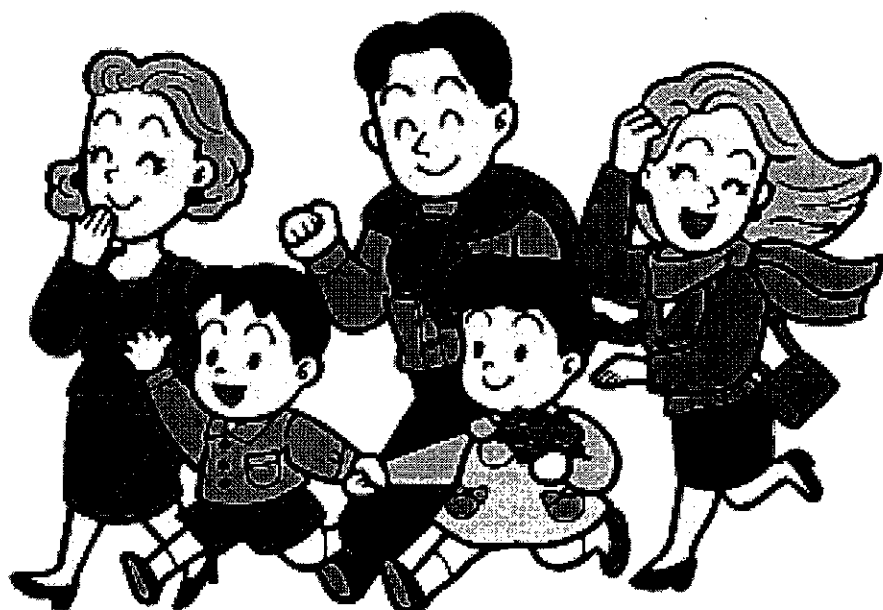
- ・情報通信技術の活用

《商業》

- ・観光資源の整備と観光客の誘導

《工業》

- ・彩の国工場制度等の活用によるPR



第6章 施策の展開

1 生産・加工・小売（農・工・商）が連携した顔が見える地域経済

(1) 共通事項

【実態調査・意向調査】

- ・ 主な業種別の経営実態と先行投資・業種転換の意志の有無などの動向・意向調査を行います。
- ・ 商工会、観光協会、商店会、業種別団体等の活動や意見、必要な支援策などを聴取により実態把握を行います。

【事業者の意識改革】

- ・ 店作り、接客などの工夫を促すため、先進地の情報収集、研修、消費者との対話やアンケートなどを支援します。
- ・ 超低価格、量販店との差別化を生み出すため、各個店の顧客層を明確にした個性的な専門店作り、一店逸品などを掲げた店作りなどを支援します。

【経営の改善・強化】

- ・ 経営相談体制の充実や、得意技術を他業種へ応用することなどによる業種転換を支援します。
- ・ 融資制度の利用が容易になるよう、PR活動を強化すると共に、制度の改善・拡充を検討します。

【支援制度の充実】

- ・ 住工混在の解消、業種転換、規模拡大、近代化、高度化及び新規開業を支援するための補助制度を検討します。
- ・ 新規事業者、ベンチャー企業など新たな事業を展開する企業への支援制度を検討します。
- ・ 市内企業の育成を図るために必要な情報提供や市内企業の積極的な活用を図るための手続きの簡素化等の支援を行います。

【農・工・商や観光との連携】

- ・ 地域産の製品の研究、技術、開発、情報など新分野への進出を支援します。
- ・ 地元の農産物、加工食品等を学校給食及び給食宅配サービスに利用し、“地域産物・地域消費”をさらに推進します。
- ・ 安全な食品（減農薬農産物）など、商品にプラスの発想を取り入れた販売を支援します。
- ・ 農業と連携し、“桶川ブランド”の農作物を開発育成し、加工することにより、より良い付加価値を生み出す“ものづくり”を支援します。

- ・ 地元農産物食品等の直売店の設置に努力します。

(2) 商業

【需要の創出と拡大】

- ・ ポイントカード、プリペイドカード、商品券など市内共通利用ができる新たなサービスを支援します。

【空店舗の活用】

- ・ 空店舗を活用した高齢者施設、障害者就労施設、交流施設、休憩所などの公共的施設の設置や誘致をします。
- ・ 埼玉の特産品が揃う埼玉店や市の創設、アンテナショップ（※1）、テナントミックス（※2）などにより空店舗の活用を図ります。
- ・ 空店舗に進出する起業家を支援します。

※1 アンテナショップ … 市場の動向を探るための実験店舗。

※2 テナントミックス … 商店街に不足している業種等を補うこと。

【特色ある商店街づくり】

- ・ 各商店街の方向性に基づいた商業環境の充実を図り、個性ある商店街づくりを支援します。

(3) 工業

【需要の創出と拡大】

- ・ 展示会など製品のPRの場を提供し、製品需要の拡大を図ります。
- ・ 減農薬農産物など商品にプラスの発想を取り入れた安全な加工食品の開発と地場生産工場の整備を支援します。
- ・ 農業と商業を結ぶ加工製造の工業化による、付加価値の高い商品創造を支援します。
- ・ 食品（うどん、そば、パン、まんじゅう、菓子、漬物など）や染物等市内事業所による“桶川ブランド”の特産物の企業化を支援します。

2 恵まれた自然と文化遺産を大切にしたい美しい住宅都市

(1) 共通事項

【安心安全なまちづくりの推進】

- ・ 人がたくさん住み、多くの人が集まるよう区画整理をはじめ質の高い住環境を整備し、自然豊かな郊外やすらぎゾーンを創造します。
- ・ 老人ホーム等高齢者施設、障害者施設などを誘致し、福祉のまちづくりを推進します。
- ・ 道路、公園、学校、公共施設の耐震診断、耐震化対策、バリアフリー化を促進します。
- ・ 工場、事務所、住宅等の耐震診断、耐震化対策、バリアフリー化の促

進のための補助制度、融資制度を検討します。

【環境に優しいまちづくりの推進】

- ・ 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の資源化やリサイクル事業、また、省エネに対する取り組みを、経済活動と結びつけて、商工業の活性化及びまちのイメージアップを図ります。

(2) 商業

【歩いて楽しい商店街の整備】

- ・ 景観創出のため、まちづくり委員会の創設を支援し、景観条例の策定を推進することによるまちづくりを進めます。
- ・ 歴史的建造物、遺跡等の保全を積極的に行い、説明板、案内板の整備により情報を発信します。
- ・ 商店、事務所、住宅等の新築、増改築、商店会が取り組むファサード※の改修にあたっては、街並み保全を目的とした補助制度や融資制度を検討します。

※ファサード … 通りに面した建物正面の外観。

【商業活動をスムーズにする都市基盤の整備】

- ・ 商業活動をスムーズにする歩道の整備、建築物等のユニバーサルデザインの推進、電線類の地中化など交通基盤を整備します。
- ・ 商店街による共同駐車場利用システムの構築やアーケード、ポケットパーク等休憩スポット、街路灯、トイレ等の設置の支援を行います。

※ユニバーサルデザイン … 最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

(3) 工業

【整然とした住環境、住工混在解消】

- ・ 中小企業の立地のため、環境条件の整備を検討します。
- ・ 土地利用計画の中で企業の移転、拡張、新規開業等の受け皿となる土地の利用と活用について検討します。

3 コミュニティを大切に、人材育成と助け合いが形になるまち

(1) 共通事項

【人材の活用】

- ・ 後継者の育成を支援します。
- ・ 知識・技術に優れた高齢者（離職者）を発掘・登録し、本市の産業資源として事業者を提供し、その活用が図れるシステムを作り、地域雇用にも繋がります。
- ・ 人材活用のための研修、教育、資格取得に対する情報提供と支援策及

び体験学習の制度化を検討します。

(2) 商業

【人づくり、組織づくりへの支援強化】

- ・ 地域リーダーの育成など、商店街活性化への支援をします。
- ・ まちづくりの核になる機動力のある組織（NPO等）の設立を支援します。

【コミュニティ・ビジネスの展開】

- ・ まちづくりや地域活性化の手法であるコミュニティ・ビジネス※を育成・支援をします。例えば、単身者や共働き家庭、高齢者、障害者への生活サポートや一人暮らし高齢者等の安否確認を兼ね合わせた、給食、食料品・雑貨等の宅配の共同事業化などの支援を検討します。

※コミュニティ・ビジネス … 市民が主体となって地域の諸問題を、ビジネスの手法をもって取り組み、課題を解決していく小規模ビジネス。

【異業種間の協力】

- ・ 共同事業等の研究会を支援します。
- ・ 異業種間における交流、協力、協同体制の確立を促進します。

(3) 工業

【産・学・官の連携強化】

- ・ 事業者の新技術の開発や技術の向上のため、大学の研究室や研究機関との交流を支援します。
- ・ 優良先端産業、ベンチャー企業の誘致及び育成支援をします。

【地域イベントの開催】

- ・ 事業者の積極的な地域活動へ参加を促し、共同イベントの開催を支援します。

4 全国への商品・観光資源の発信による市場拡大

(1) 共通事項

【情報通信技術の活用】

- ・ インターネットを活用したホームページやメールマガジン等により情報を発信します。
- ・ 商店の連携でインターネット、電話やFAXによる宅配システムや配食サービスを取り入れた事業展開を支援します。
- ・ インターネットへ空店舗情報を公開します。
- ・ フィルムコミッション事業の推進による、観光情報の発信を行います。
- ・ マスコットキャラクターなどを利用した観光PRを行います。

(2) 商業

【観光資源の整備と観光客の誘導】

- ・ 祇園祭（夏まつり）、市民まつり、べに花まつりへの支援をします。
- ・ 歴史的建造物や史跡でのイベントなど商店街等の活動を支援します。
- ・ 観光資源を発掘・創造・整備します。
- ・ 観光案内所の設置、観光パンフレット、観光マップの作成等を支援します。
- ・ 中山道宿場館の整備と活用により、観光物産館などと併設したコミュニティフロアの設置を促進します。
- ・ ボランティアガイドの育成と組織化を支援します。

(3) 工業

【彩の国工場制度等の活用によるPR】

- ・ 市内企業の「彩の国工場※」の指定を推進します。
※彩の国工場 … 技術力や環境面で優れている工場を、埼玉県知事が豊かな彩の国づくりの協力者として指定するもの。

第7章 計画実現に向けて

これまで、商工業者は経済活動全般にわたり重要な役割を果たしてきただけでなく、まちの活性化の推進力となっていました。しかし、商工業の低迷は、まちづくりや地域活動の中心的役割を担っていた商工業者の活躍の場を減らすなど、今後のまちづくりに大きな障害となってきました。

したがって、商工振興計画の重要性を認識することはもとより、計画の推進のためには、様々な立場の人々の間で積極的にコミュニケーションをとりながら、それぞれの役割に全力で取り組むことが求められます。

そのためには、商工業者の自助努力に加え、民間や行政の役割を明確にし、それぞれの果たすべき役割について、互いに協力し、補完しあう必要があります。

【行政の役割】

- ・ 商工会の組織力向上のため、連携を強化すると共に、財政面、人材面等について支援を図ります。
- ・ 商工振興のための職員増員と庁内組織の強化を図ります。
- ・ 商工関係団体及び商工業者等との連携を強化します。
- ・ NPOなどの組織づくりを支援します。
- ・ 道路、公園、公共施設等のハード面の環境整備を主体的に行います。
- ・ 事業者・消費者をはじめとする市民への情報提供を積極的行います。また、「協働のまちづくり」を推進するため、市民や企業、事業者がまちづくりに参加できる機会の提供を図ります。
- ・ 補助金や融資制度の拡充など資金面での支援を強化します。
- ・ 消費者と消費者団体の育成、支援を行います。

【商工会の役割】

- ・ 商工業者の発展を推進する使命を全うするため、積極的に地域や商工振興の中心的な役割を担い、まちづくり推進組織となることが期待されます。
- ・ 商工業者の意識改革を図り、相談体制の充実や連携の強化が期待されます。
- ・ 商店街、商工業者関連団体への支援の強化が期待されます。
- ・ 市との連携を密にするとともに、市に対する働きかけが期待されます。

【事業者の役割】

- ・本市の経済を支える重要な担い手であるという認識のもと、自立と自己責任の原則にたち、創造性、独自性、専門性を持ち、各々の事業価値を高める努力が期待されます。
- ・豊かな市民生活のため、安心安全なサービス・商品の提供に努めることが期待されます。
- ・地域の核として行事や地域活動等に積極的な役割を果たし、地域コミュニティの醸成に努めることが期待されます。
- ・地球環境の保全に配慮した事業活動の展開が期待されます。

【市民の役割】

- ・「市民が主役のまちづくり」という認識のもと、地域活動に積極的に参画し、まちづくりに主体的に関わることが期待されます。

